

甲種防火管理新規講習会及び再講習会を開催します

消防法令で定める人員を収容する店舗・社会福祉施設・公民館・病院・事業所等の管理権原者は、消防法により「防火管理者」を定めなければなりません。

この講習会を受講すると、消防法に基づく甲種防火管理者としての資格を取得することができます。

○ 対象

防火管理者選任義務のある事業所等のうち、資格者が不在である事業所等又は希望する人

甲種防火管理新規講習

- 日時 平成31年1月24日（木）9時から17時
25日（金）9時から12時
- 場所 粕屋北部消防本部 講堂
- 費用 3,500円（テキスト代含む）
※ 納入されたテキスト代等は、返金できませんのでご了承ください。
- 受付 平成30年12月17日（月）から平成31年1月23日（水）
※ 定員40名になり次第締め切りになりますので注意下さい。

○ 申込み方法

所定の申込み用紙（写真1枚必要）で、粕屋北部消防本部へ申し込みください。

※ 申込の際、ご本人確認をさせていただきます。運転免許証、パスポート等の提示をお願いいたします。

※ 申込書は、粕屋北部消防本部及び新宮分署に備えています。また、消防本部のホームページからもダウンロードできます。

○ 講習科目の一部免除について

以下の人は、「防火管理の意義及び制度（2時間）」が免除されます。

- （1）消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- （2）自衛消防業務講習の課程を修了している者

※ 免除申請には、申請書の提出が必要となります。また、初日の講習時間が11時からとなります。）

○ 申込み・問い合わせ先

粕屋北部消防本部予防課予防係（古賀市今在家167-1）

TEL 944-0021（直通）